

○証人出廷等の要請及び他機関からの嘱託 並びに照会を受けた場合の報告について

(昭和59年8月10日
例規(刑公一:防)第13号警察本部長)

(沿革) 昭和63年5月例規(警)第14号 平成6年3月第4号、12月第23号改正

各部長・参事官・所属長

みだしのことについては、その実態を把握するとともに適正な対応を図るため、今後、次のとおり報告を求めることとしたので、誤りのないようにされたい。

記

第1 事前報告

1 報告範囲

(1) 証人出廷等

警察職員が次の場合に該当したとき又は退職警察職員が次の場合に該当することを知つたときは、2の(1)に定める事項について報告すること。

ア 刑事事件（生活安全、交通及び警備の各部主管事件を含む。）の公判又は少年保護事件の審判に証人として召喚されたとき。

イ 公判中の刑事事件又は調査若しくは審判中の少年事件に関して検察官、裁判官、家庭裁判所調査官、弁護人又は附添人から事情聴取を求められたとき。

ウ 取扱い事件に関して民事事件の証人として呼出しを受けたとき。

(2) 嘱託、照会

次の場合は、2の(2)に定める事項について報告すること。

ア 裁判所又は弁護士会から嘱託又は照会（以下「照会等」という。）を受けたとき。

イ その他の機関から照会等を受けた場合で、その照会等を受けた所属長が報告する必要があると認めたとき。

2 報告事項

(1) 前項(1)に該当する場合

ア 出廷者等の官職、氏名、年齢及び拝命年月日

- イ 出廷等の日時及び場所
- ウ 出廷等の要請者
- エ 事件名及び事件の概要
- オ 出廷等の理由及び当該事件における出廷者等の担当事項
- カ その他参考事項

(2) 前項(2)に該当する場合

- ア 照会等の年月日
- イ 頼託者又は照会者
- ウ 照会等の内容
- エ その他参考事項

3 報告要領

- (1) 報告先は、出廷者等の所属、分掌のいかんにかかわらず別表に掲げる当該事件の主管部とする。
ただし、主管部が不明の場合の報告先は、刑事部とする。
- (2) 報告は、別表に掲げる区分に従い、電話により行うものとし、この場合、主管部長から求めがあつたときは、さらに関係書類を添えて文書により報告するものとする。
- (3) 主管部長は、報告を受けた事案について必要と認めたときは、関係各部にこれを通報するものとする。

第2 結果報告

1 報告範囲

事前報告を受けた事案のうち、主管部長が特に必要と認めて結果報告を求めたとき。

2 報告事項

- (1) 事前報告のうち(1)に該当する場合
 - ア 出廷等の日時
 - イ 関係者の氏名
 - ウ 出廷等の状況（質問、応答の内容）
 - エ その他参考事項
- (2) 事前報告のうち(2)に該当する場合
 - ア 回答の年月日

イ 回答の内容

3 報告要領

事前報告と同様の区分により、文書で報告するものとする。

別表

主 管 部	報 告 経 由 先
生 活 安 全 部	生活安全総務課長
刑 事 部	刑事総務課長
交 通 部	交通指導課長
警 備 部	公安第一課長